

令和6年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和7年度調査)

医療 DX の実施状況調査

ご回答方法

- ◎あてはまる番号を○(マル)で囲んでください。
- ◎「※○は1つ」という質問については、あてはまる番号を1つだけ○で囲んでください。
- ◎ () 内には具体的な数値、用語等をご記入ください。
- ◎ () 内に数値を記入する設問で、該当なしは「○(ゼロ)」を、わからない場合は「-」をご記入ください。
- ◎特に断りのない限り、令和7年7月1日現在の貴施設の状況についてお答えください。
- ◎災害に被災した等の事情により回答が困難な場合には、事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

◎ 貴施設の状況についてお伺いします。

問1 所在地	() 都・道・府・県			
問2 開設者※1 ※○は1つ	01 国	02 公立	03 公的	04 社会保険関係団体
	05 医療法人(社会医療法人を除く)	06 会社	07 その他の法人	
	08 個人			

※1：国立：国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康安全機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構
 公立：都道府県、市町村、地方独立行政法人
 公的：日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
 社会保険関係：健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
 医療法人：社会医療法人は含まない
 その他の法人：公益法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、社会医療法人等、その他の法人

問3 医療機関の種別 ※○は1つ		01 病院		02 有床診療所		03 無床診療所	
【問3で「01 病院」または「02 有床診療所」と回答した場合、問3-1にご回答ください】							
問3-1 許可病床数		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	病院・ 診療所全体
		床	床	床	床	床	床
問4 標榜診療科 ※○はいくつ でも		01 内科※2	02 外科※3	03 精神科	04 小児科		
		05 皮膚科	06 泌尿器科	07 産婦人科・産科	08 眼科		
		09 耳鼻咽喉科	10 放射線科	11 脳神経外科	12 整形外科		
		13 麻酔科	14 救急科	15 歯科・歯科口腔外科※4	16 リハビリテーション科		
		17 その他（具体的に：				）	

※2：内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、血液内科、感染症内科、アレルギー内科、リウマチ内科、心療内科、神経内科は、「01 内科」としてご回答ください。

※3：外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科は、「02 外科」としてご回答ください。

※4：小児歯科、矯正歯科は、「15 歯科・歯科口腔外科」としてご回答ください。

◎ 医療 DX の推進についてお伺いします。

問5 医療現場において医療 DX を推進する意義として該当すると思う選択肢をお選びください。 ※○はいくつでも	01 保健医療データをマイナポータルで一元的に把握できるようになることで、個人の健康増進に寄与する 02 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく安全かつ質の高い医療を提供することができる 03 デジタル化により医療現場において業務の効率化や人材の有効活用が実現される 04 保健医療データの二次利用により医薬産業やヘルスケア産業の振興に寄与する 05 医療 DX の評価に係る診療報酬上のインセンティブを得ることができる(例：医療 DX 推進体制整備加算等) 06 特に意義はない 07 その他(具体的に：)			
問6 電子カルテシステム※の導入状況をご回答ください。※○は1つ	※電子カルテシステムとは、電子カルテの三原則(「真正性」「見読性」「保存性」)を満たし、電子的に管理されているカルテを指します。 レセプトコンピュータ(いわゆるレセコン)はレセプト(診療報酬明細書)を作成するもので、電子カルテシステムとは異なります。			
01 稼働中	02 導入予定 (導入予定時期：令和 年)	03 将来導入したいが未定	04 導入予定はない	

問 7 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報※1・薬剤情報※2・特定健診情報※3の活用状況をご回答ください。※〇は1つ ※1：診療情報とは患者の診療年月日、診療行為名を指す ※2：薬剤情報とは過去に服薬した薬の履歴を指す ※3：特定健診情報とは患者が40歳～74歳の場合は特定健診の結果、75歳以上の場合は後期高齢者健診の結果を指す	
01 すべてまたは一部を活用している ⇒問 7-1～7-5へ 02 いずれも活用していない ⇒問 8へ	
【問 7で「01 すべてまたは一部を活用している」と回答した場合、問 7-1～問 7-5にご回答ください】	
問 7-1 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用内容をご回答ください。※〇はいくつでも	
01 患者の受診歴（医療機関名、受診歴）の確認 02 患者の診療情報の確認 03 患者の薬剤情報の確認 04 患者の特定健診情報の確認 05 その他（具体的に_____）	
問 7-2 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の活用について、どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。※〇はいくつでも	
01 初診の患者において、過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、問診・診察がより正確になった 02 救急外来において、患者の過去の診療情報・薬剤情報・特定健診情報が把握でき、問診・診察がより正確になった 03 問診・診察時間の短縮につながった 04 他の医療機関での診療行為の内容を参考にした 05 薬を処方する際、患者の薬剤情報（約1か月前までの薬剤情報）を参考にした処方の調整ができた 06 特定健診の結果（BMI、体重、肝機能、腎機能等）の数値を参考にした 07 災害時において診療情報や薬剤情報等を共有することができた 08 その他（具体的に：_____） 09 特にない・わからない	
問 7-3 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報等をどのように閲覧していますか。該当するものをお選びください。※〇はいくつでも	
01 資格確認端末 02 レセコン 03 電子カルテ 04 紙の印刷 05 閲覧したことがない 06 その他（具体的に：_____）	
問 7-4 マイナンバーカードの健康保険証利用による診療情報・薬剤情報・特定健診情報の閲覧端末はどこに何台ありますか。端末がある場所の選択肢に〇を付けた上で、設置台数をご記入ください。	
01 一般外来診療室：（_____）台（全（_____）室中） 02 救急外来診療室：（_____）台（全（_____）室中） 03 手術室：（_____）台（全（_____）室中） 04 処置室：（_____）台（全（_____）室中） 05 薬剤部：（_____）台 06 病棟：（_____）台（全（_____）病棟中） 07 受付：（_____）台 08 その他（_____）：（_____）台	
問 7-5 マイナンバーカードの健康保険証利用の課題は何ですか。該当するものをお選びください。※〇はいくつでも	
01 ITに不慣れな患者への対応による負担が増加していること 02 登録情報の不備によるトラブル対応による負担が増加していること 03 スタッフが機器操作を習得するまでに時間を要すること 04 システム障害時、診療に影響がでること 05 システムの導入や運用に費用負担がかかること 06 個人情報保護等、万全なセキュリティ対策が必要となること 07 マイナンバーカード及び電子証明書に有効期限があること 07 その他（具体的に：_____）	
問 8 マイナ保険証利用率を向上させるために貴院で取り組んでいることをご回答ください。※〇はいくつでも	
01 医師等が患者に対しマイナ保険証の利用を直接呼びかけている 02 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかかるポスターを掲示している 03 医療機関においてマイナ保険証の利用促進にかかるリーフレットを患者等に配布している 04 マイナ保険証の利用によって、診療上得られるメリットについて患者等に説明している 05 特に取組を実施していない 06 その他（具体的に：_____）	

◎ オンライン資格確認等の実施状況についてお伺いします。

問 9 社会保険診療報酬支払基金が通知しているレセプト件数ベースマイナ保険証利用率（整数）をご記入ください。（令和7年4月診療分）

（ ） %

◎ 電子カルテ情報共有サービスについてお伺いします。

問 10 電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテ情報を共有するための仕組みで、令和7年2月よりモデル事業が開始されています。電子カルテ情報共有サービスでは3文書6情報を共有することが可能となりますが、電子カルテ情報共有サービスが実装された場合、診療において有用と考えられる情報はどれですか。※○はいくつでも

【3文書】	01 診療情報提供書	02 キー画像等を含む退院時サマリー	03 健康診断結果報告書
【6情報】	01 傷病名	02 アレルギー情報	03 感染症情報
	04 薬剤禁忌情報	05 検査情報	06 処方情報

◎ 【病院のみ】救急時医療情報閲覧機能の導入状況等についてお伺いします。

問 11 救急時医療情報閲覧機能の導入状況をご回答ください。※○は1つ

01 導入している 02 導入していないが導入予定（導入予定時期：令和____年） 03 導入予定はない

問 11-1 問 11 で「01 導入している」と回答した場合にご回答ください。次の選択肢のうち当てはまるものはどれですか。※○は1つ

01 急性期充実体制加算、総合入院体制加算又は救命救急入院料を算定している
02 上記のいずれも算定していない

問 12 救急時医療情報閲覧機能による診療情報・薬剤情報・救急用サマリーの活用状況をご回答ください。※○は1つ

01 すべてまたは一部を活用している 02 いずれも活用していない

問 12-1 救急時医療情報閲覧機能による診療情報・薬剤情報・救急用サマリーの活用について、どのような効果を感じましたか。該当するものをお選びください。※○はいくつでも

01 意識障害等の患者についても医療情報を閲覧できることで、救急時における疾患の推測とそれに伴う治療方針の検討の迅速化が可能になった
02 意識障害等で同意取得困難な患者についても、薬剤情報や手術情報などの医療情報を踏まえた適切な検査および治療が可能になった
03 患者の服用薬等の複数回にわたる口頭伝達が軽減できた
04 電子カルテへの入力作業が効率化され、業務負担軽減につながった
05 転院搬送やかかりつけ医と連携を取る場合等に、双方の医療機関にとってより迅速な意思決定・情報伝達が可能になった
06 その他（具体的に：_____）
07 特にない・わからない

問 12-2 救急外来に資格確認端末は設置していますか。※○は1つ

01 設置している ⇒ 台数（_____）台 02 設置していない

次ページより、貴施設の加算届出状況及び電子処方箋の対応状況に応じて
ご回答ください。

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応している場合
⇒ P. 4 へ

医療 DX 推進体制整備加算の届出ありの施設 かつ 電子処方箋に対応していない場合
⇒ P. 6 へ

医療 DX 推進体制整備加算の届出なしの施設
⇒ P. 8 へ

◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問 13 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

①医療 DX 推進体制整備加算※1	O1 医療 DX 推進体制整備加算 1 O2 医療 DX 推進体制整備加算 2 算定件数()件 O3 医療 DX 推進体制整備加算 3
②在宅医療 DX 情報活用加算※2	O1 在宅医療 DX 情報活用加算 1 ⇒算定件数()件 O2 届出なし
③訪問看護医療 DX 情報活用加算	O1 届出あり ⇒算定件数()件 O2 届出なし

問 13-1 問 13②で「在宅医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

④-1 在宅患者訪問診療料 (I)	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし
④-2 在宅患者訪問診療料 (II)	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし
④-3 在宅がん医療総合診療料	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし

問 13-2 問 13③で「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

⑤-1 在宅患者訪問看護・指導料	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし
⑤-2 同一建物居住者訪問看護・指導料	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし
⑤-3 精神科訪問看護・指導料	O1 届出あり ⇒算定件数()人 O2 届出なし

問 14 在宅医療 DX 情報活用加算または訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしていない場合、その理由として該当するものをお選びください。※それぞれ○はいくつでも

①在宅医療 DX 情報活用加算※2	O1 訪問診療を行っていないため O2 訪問診療を行っているが、マイナ保険証を利用する患者がいないため O3 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため O4 加算を算定するためのコストや手間が大きい O5 在宅医療において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため O6 その他(具体的に:)
②訪問看護医療 DX 情報活用加算	O1 訪問看護を行っていないため O2 診療報酬のオンライン請求を行うことが難しいため O3 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため O4 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること」という施設基準を満たすことが難しいため O5 「上記 O4 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため O6 当該加算を算定するためのコストや手間が大きい O7 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため O8 その他(具体的に:)

※1：医療 DX 推進体制整備加算 1～3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4～6 には電子処方箋の要件はなし

※2：在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方箋の要件はなし

◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

問 15 電子処方箋管理サービスで活用している機能をお選びください。※○はいくつでも	
01 電子処方箋の発行	02 引換番号付き紙処方箋の発行
03 処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック	04 リフィル処方箋への対応
05 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名
07 マイナンバーカードを活用した電子署名	08 その他(具体的に: _____)
問 15-1 問 15 で「03 処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック」を選んだ場合にご回答ください。重複投薬等チェックの運用状況をご回答ください。※○はいくつでも	
01 患者の直近の薬剤情報を確認することにより処方変更に繋がったことがある	
02 重複投薬でアラートが表示されたことがある	
03 併用禁忌でアラートが表示されたことがある	
04 いずれもない	
問 16 導入して感じたメリットをご回答ください。※○はいくつでも	
01 患者の直近の処方・調剤情報を確認することにより、問診・診察がより正確になった	
02 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できた	
03 オンライン診療の際に処方しやすくなった	
04 保険薬局との連携が円滑になった	
05 処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化された	
06 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減った	
07 その他(具体的に: _____)	
問 17 令和7年1月より電子処方箋管理サービスへの院内処方情報登録機能(以下「院内処方機能」という。)のプレ運用が開始されています。院内処方機能が実装された場合に、他の医療機関が有する情報で活用したい情報は次のうちどれですか。※○はいくつでも	
01 外来患者に対する院内処方情報	02 入院中の院内処方情報
03 退院時の院内処方情報	04 その他(具体的に: _____)

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
同封の返信用封筒で令和7年8月29日(金)迄にご返送下さい(切手不要)。

◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問 18 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

①医療 DX 推進体制整備加算※1	01 医療 DX 推進体制整備加算 4 02 医療 DX 推進体制整備加算 5 算定件数 () 件 03 医療 DX 推進体制整備加算 6
②在宅医療 DX 情報活用加算※2	01 在宅医療 DX 情報活用加算 2 ⇒算定件数 () 件 02 届出なし
③訪問看護医療 DX 情報活用加算	01 届出あり ⇒算定件数 () 件 02 届出なし

問 18-1 問 18②で「在宅医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

④-1 在宅患者訪問診療料 (I)	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
④-2 在宅患者訪問診療料 (II)	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
④-3 在宅がん医療総合診療料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし

問 18-2 問 18③で「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。

⑤-1 在宅患者訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
⑤-2 同一建物居住者訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
⑤-3 精神科訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし

問 19 在宅医療 DX 情報活用加算または訪問看護医療 DX 情報活用加算の届出をしていない場合、その理由として該当するものをお選びください。※それぞれ○はいくつでも

①在宅医療 DX 情報活用加算※2	01 訪問診療を行っていないため 02 訪問診療を行っているが、マイナ保険証を利用する患者がいないため 03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 04 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置） 05 加算を算定するためのコストや手間が大きい 06 在宅医療において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため 07 その他（具体的に：_____）
②訪問看護医療 DX 情報活用加算	01 訪問看護を行っていないため 02 診療報酬のオンライン請求を行うことが難しいため 03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 04 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること」という施設基準を満たすことが難しいため 05 「上記 04 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため 06 当該加算を算定するためのコストや手間が大きい 07 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため 08 その他（具体的に：_____）

※1：医療 DX 推進体制整備加算 1～3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4～6 には電子処方箋の要件はなし

※2：在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方箋の要件はなし

◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

問 20 電子処方箋システムの導入予定をご回答ください。※○は 1 つ	
01 導入予定（導入予定時期：令和_____年） ⇒問 21 へ	02 将来導入したいが未定 ⇒問 21 へ
03 導入予定はない ⇒問 20-1 へ	
問 20-1 問 20 にて「03 導入予定はない」と回答した場合、導入しない理由をご回答ください。 ※○はいくつでも	
01 電子処方箋システムの有用性が分からないため	02 初期導入コストが高額であるため
03 既存システムとの互換性がないため	04 ベンダーが対応していないため
05 セキュリティ対策面で不安があるため	06 電子カルテを導入していないため
07 近隣の保険薬局等が導入していないため	08 システム操作の習得に時間や費用を要するため
09 必要性を感じないため	10 その他（具体的に：_____）
問 21 電子処方箋管理サービスの以下の機能で活用したい機能をお選びください。※○はいくつでも	
01 電子処方箋の発行	02 引換番号付き紙処方箋の発行
03 処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック	04 リフィル処方箋への対応
05 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名
07 マイナンバーカードを活用した電子署名	08 その他（具体的に：_____）
問 22 電子処方箋システムを導入した場合に得られると思うメリットについてご回答ください。 ※○はいくつでも	
01 患者の直近の処方・調剤情報を確認することにより、問診・診察がより正確になる	
02 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる	
03 オンライン診療の際に処方しやすくなる	
04 保険薬局との連携が円滑になる	
05 処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化される	
06 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減る	
07 その他（具体的に：_____）	

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
同封の返信用封筒で令和 7 年 8 月 29 日(金)迄にご返送下さい(切手不要)。

◎ 医療 DX 推進に係る診療報酬の算定状況についてお伺いします。

問 23 令和 7 年 6 月 1 か月における次の各項目の届出状況に○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。	
①在宅医療 DX 情報活用加算※1	01 在宅医療 DX 情報活用加算 1 02 在宅医療 DX 情報活用加算 2 03 届出なし 届出ありの場合 ⇒ 算定件数 () 件
②訪問看護医療 DX 情報活用加算	01 届出あり ⇒算定件数 () 件 02 届出なし
問 23-1 問 23①で「在宅医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況に○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。	
③-1 在宅患者訪問診療料 (I)	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
③-2 在宅患者訪問診療料 (II)	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
③-3 在宅がん医療総合診療料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
問 23-2 問 23②で「訪問看護医療 DX 情報活用加算」の届出ありと回答した場合、次の各項目の届出状況ごとに○をつけ、届出している場合は算定件数をご記入ください。	
④-1 在宅患者訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
④-2 同一建物居住者訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
④-3 精神科訪問看護・指導料	01 届出あり ⇒算定件数 () 人 02 届出なし
問 24 届出していない場合、その理由として該当するものをお選びください。※それぞれ○はいくつでも	
①医療 DX 推進体制整備加算※2	01 「オンライン資格確認等システムの活用により、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が患者の薬剤情報、特定健診情報等を閲覧または活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 02 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置） 03 マイナ保険証利用率に係る施設基準（令和 7 年 7 月時点ではマイナ保険証利用率が 15% 以上）を満たすことが難しいため 04 加算を算定するためのコストや手間が大きい 05 外来診療において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため 06 その他（具体的に：_____）
②在宅医療 DX 情報活用加算※1	01 訪問診療を行っていないため 02 訪問診療を行っているが、マイナ保険証を利用する患者がいないため 03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 04 「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置） 05 加算を算定するためのコストや手間が大きい 06 在宅医療において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため 07 その他（具体的に：_____）
③訪問看護医療 DX 情報活用加算	01 訪問看護を行っていないため 02 診療報酬のオンライン請求を行うことが難しいため 03 「居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること」という施設基準を満たすことが難しいため 04 「医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること」という施設基準を満たすことが難しいため 05 「上記 04 の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること」という施設基準を満たすことが難しいため 06 加算を算定するためのコストや手間が大きい 07 訪問看護において医療 DX を推進する必要性や有用性を感じないため 08 その他（具体的に：_____）

※1：在宅医療 DX 情報活用加算 1 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、在宅医療 DX 情報活用加算 2 には電子処方箋の要件はなし

※2：医療 DX 推進体制整備加算 1～3 は電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること）という要件が設定されているが、医療 DX 推進体制整備加算 4～6 には電子処方箋の要件はなし

◎ 電子処方箋システムの導入状況等についてお伺いします。

問 25 電子処方箋システムの導入状況をご回答ください。※○は 1 つ	
01 導入予定（導入予定時期：令和_____年） ⇒問 26 へ	02 将来導入したいが未定 ⇒問 26 へ
03 導入予定はない ⇒問 25-1 へ	
問 25-1 問 25 にて「03 導入予定はない」と回答した場合、導入しない理由をご回答ください。 ※○はいくつでも	
01 電子処方箋システムの有用性が分からないため	02 初期導入コストが高額であるため
03 既存システムとの互換性がないため	04 ベンダーが対応していないため
05 セキュリティ対策面で不安があるため	06 電子カルテを導入していないため
07 近隣の保険薬局等が導入していないため	08 システム操作の習得に時間や費用を要するため
09 必要性を感じないため	10 その他（具体的に：_____）
問 26 電子処方箋管理サービスの以下の機能で活用したい機能をお選びください。※○はいくつでも	
01 電子処方箋の発行	02 引換番号付き紙処方箋の発行
03 処方・調剤情報を元にした重複投薬等チェック	04 リフィル処方箋への対応
05 口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧	06 HPKI カードを活用した電子署名
07 マイナンバーカードを活用した電子署名	08 その他（具体的に：_____）
09 いずれも活用したいと思わない	
問 27 電子処方箋システムを導入した場合に得られると思うメリットについてご回答ください。 ※○はいくつでも	
01 患者の直近の処方・調剤情報の確認により、問診・診察がより正確になる	
02 重複投与等チェック機能を活用することで重複投薬を防止できる	
03 オンライン診療の際に処方しやすくなる	
04 保険薬局との連携が円滑になる	
05 処方箋等の紙の管理が減り、業務が効率化される	
06 患者自身が服薬管理しやすくなり、飲み忘れ等が減る	
07 その他（具体的に：_____）	

質問は以上です。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。
同封の返信用封筒で令和 7 年 8 月 29 日(金)迄にご投函下さい(切手不要)。